

3 ご自身による回答

年金加入記録照会票

★訂正がある場合

(記載されていない加入期間がある、記載内容に誤りがあるなど)

同封の「年金加入記録照会票」に必要事項をご記入いただき「**確認はがき**」を切り取らず「**訂正がある**」を○で囲んでください。

年金受給者

○年金加入記録照会票」に年金証書を添えてお近くの社会保険事務所でお手続きください。
○社会保険事務所へ来所できない場合は「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご連絡ください(郵送による手続き方法などをご案内します)。

現役加入者

「年金加入記録照会票」を同封の返信用封筒で返送してください。



★訂正がない場合

(年金受給者・現役加入者とも)

同封の「年金加入記録照会票」から「**確認はがき**」を切り取って「**訂正がない**」を○で囲み、提出年月日、氏名をご記入のうえ、返送してください。

4 社会保険庁による調査・確認

社会保険事務所では記録の確認を行い、年金額の変更となる場合は、年金額の改定手続きを行います。

社会保険庁では記録の調査を行い、その結果を改めてお知らせします。

5 記録の統合(確認完了)

問合先 大月社会保険事務所 ☎(22)3811

ねんきん特別便専用ダイヤル ☎0570(058)555

IP電話・PHSダイヤル ☎03(6700)1144

※ご利用時間は同封書類でご確認をお願いします。

※一般の年金相談は「ねんきんダイヤル」☎0570(05)1165

(注)「ねんきん特別便」に関して、ATMの操作をお願いすることはありません。

厚生年金特例法の概要

◆年金記録確認第三者委員会が
①事業主が従業員から厚生年金保険料を給与天引きしながら、
②社会保険庁に納付したことが明らかでない。
と認定した場合には、社会保険庁は年金記録確認第三者委員会の認定事実により年金記録を訂正し、年金額に反映します。

◆事業主は、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過した後であっても保険料を納付できることとなり、社会保険庁はその納付を勧奨します。
※事業主が廃業している場合には、役員であった者に納付を勧奨します。

◆社会保険庁は、事業主または役員が保険料を納付しない場合には、その事業主名または役員の氏名を公表します。
※保険料が納付されたか否か明らかでない場合を除きます。

◆公表してもなお納付されなかった場合には、国が保険料を負担します。(その後も事業主への請求などを行います)